

奨学金事業の充実

教育の機会均等の観点から、意欲と能力のある学生等が家庭の経済状況によって修学の機会が奪われないよう、学生の多様なニーズ等を踏まえて、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金事業を充実し、教育費負担の軽減を図る。

平成20年度予算 (独) 日本学生支援機構奨学金事業
 貸与人員: 121.9万人(7.5万人増)
 事業費総額: 9,305億円(801億円増)

区分	無利子貸与事業	有利子貸与事業
貸与人員	46.8万人(0.1万人増)	75.0万人(7.4万人増)
事業費	2,793億円(16億円増)	6,512億円(786億円増)
うち一般会計・財政融資資金	(政府貸付金及び高等学校等奨学金事業交付金) 1,036億円(1億円増)	(財政融資資金) 4,541億円(709億円増)
対象学種	大学・短大・高専・大学院、 専修学校専門課程 <small>※高等学校・専修学校高等課程は平成17年度入学者から順次都道府県へ移管</small>	大学・短大・高専(4・5年生)、大学院、 専修学校専門課程
貸与月額	定額 (私立大学自宅外通学の場合) 6.4万円	学生が選択 (大学等の場合)3、5、8、10、12万円 ※貸与月額の新設
貸与基準	学力 ①高校成績が3.5以上 ②大学成績が学部内において 1/3以内	①平均以上の成績の学生 ②特定の分野において特に優秀な 能力を有すると認められる学生 ③勉学意欲のある学生
	家計 998万円以下 【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】	1,344万円以下 【私大・4人世帯・自宅・給与所得者の場合】
返還方法	卒業後20年以内	卒業後20年以内(元利均等返還)
貸与利率	無利子	上限3%(在学中は無利子) - 学生が選択(利率は平成20年3月現在) - 利率見直し方式: 利率固定方式 (5年毎)0.9%; 1.5%

※無利子貸与事業には高等学校等奨学金事業交付金分(291億円、12.6万人相当)を含む。

○平成20年度における充実内容

◇貸与人員の増員

7.5万人増員(奨学金貸与と希望者の増加に対応)

◇新たな貸与月額の新設(有利子)

大学等 12万円の新設(3、5、8、10、12万円から選択)
 大学院 15万円の新設(5、8、10、13、15万円から選択)

◇入学時等の需要に対応した奨学金の充実(有利子)

入学時等増額貸与(一時金30万円)について1万人増員(5万人⇒6万人)

五 学生支援の充実等

(一) 学生支援の体制について

進学率の上昇による高等教育の規模の拡大とそれに伴う学生の能力・適性や興味・関心の多様化、国際化の進展に伴う留学生交流の活発化など、我が国の高等教育をめぐる状況は、近年大きく変化している。このような状況の中、外国人留学生を含む多様な学生に対する支援施策のより一層の充実を図ることにより、次代を担う人材を育成していくことが強く求められている。

このため、学生支援を先導する中核機関として、日本人学生や外国人留学生などに対する各種支援業務を総合的に実施する独立行政法人日本学生支援機構(以下、「日本学生支援機構」という。)を中心として、学生支援の充実を図っているところである。

(二) 奨学金事業の充実

国の奨学金事業は、経済的理由により修学に困難がある優れた学生等に対し、学資の貸与を行うことにより、教育の機会均等と人材育成に資する重要な教育施策であり、日本学生支援機構で事業を実施している。

平成二〇年度においては、学ぶ意欲と能力のある学生が経済的な面で心配することなく、安心して学べるようにするため、無利子奨学金及び有利子奨学金ともに貸与人員を増員するとともに、有利子奨学金における新たな貸与月額の新設及び入学時増額貸与の増員を図ることとしている。

これらにより、奨学金事業全体で、八〇一億円増の九三〇五億円の事業費で、七万五〇〇〇人増の二二万九〇〇〇人の奨学生に奨学金を貸与することとしている(高等学校等奨学金事業交付金(二九一億円、一二万六〇〇〇人相

日本学生支援機構奨学金貸与月額（平成20年度予算）

○無利子奨学金

区 分		貸 与 月 額 (円)	
		自 宅	自 宅 外
大 学	国 公 立	45,000	51,000
	私 立 大	54,000	64,000
	私 立 短 大	53,000	60,000
	通 信 教 育	88,000	
大 学 院	修 士 課 程	88,000	
	博 士 課 程	122,000	
高 等 専 門 学 校	国 公 立	21,000	22,500
	私 立	32,000	35,000
専 修 学 校 専 門 課 程	国 公 立	45,000	51,000
	私 立	53,000	60,000

- ・入学時等の需要に対応した奨学金（有利子による一時金）により、入学直後の貸与月額に30万円増額可能

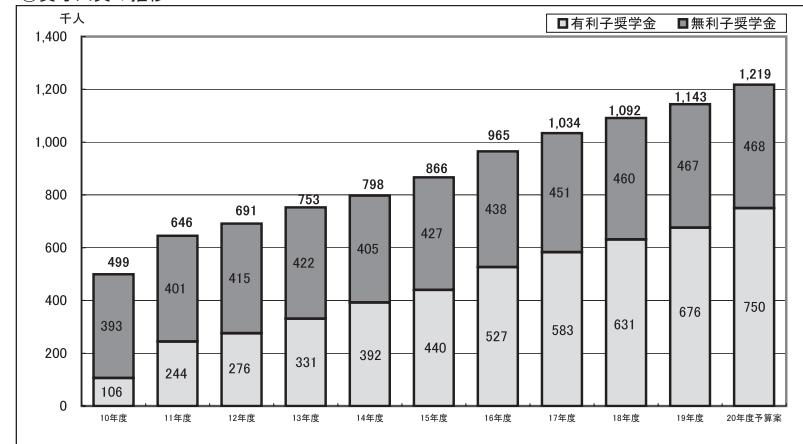
○有利子奨学金

区 分	貸 与 月 額 (円)	
大学・短期大学・高等専門学校(4・5年生) ・専修学校専門課程	30,000	学生が選択
	50,000	
	80,000	
	100,000	
	(新設) 120,000	
大学院修士課程・博士課程	50,000	学生が選択
	80,000	
	100,000	
	130,000	
	(新設) 150,000	

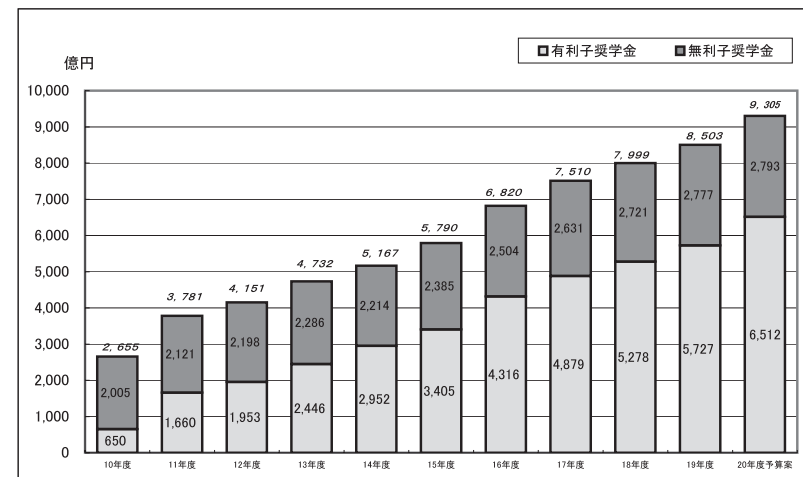
- ・法科大学院は4万円、7万円増額可能（19万円、22万円の貸与月額設定）
- ・私立大学の医・歯学課程は4万円（16万円の貸与月額）、薬・獣医学課程は2万円（14万円の貸与月額）増額可能
- ・入学時等の需要に対応した奨学金（有利子による一時金）により、入学直後及び短期留学時の貸与月額に30万円増額可能

奨学金事業の推移（当初予算）

①貸与人員の推移



②事業費の推移



(注)平成17年度入学者から都道府県で実施している高等学校等奨学金事業交付金分(H20:126千人相当、291億円)を含む。

当)を含む)。
 また、家計支持者の失業や災害等の被害などによって家計が急変し、緊急に奨学金を必要とする学生などに対応するため、無利子で貸与を行う「緊急採用奨学金(無利子)」を年間を通じて随時受け付け、これまで希望者全員を採用してきている。

なお、国の奨学金事業は、卒業した奨学生からの返還金を再度奨学金の原資として活用する貸与制であり、返還が円滑に行われないと事業の運営に重大な支障を来たすこととなる。そのため、各学校における奨学生募集の際の「奨学金説明会」や貸与中の「適格認定」、また、奨学金貸与終了時の「返還説明会」等において、返還の重要性を指導するなど、各学校の協力を得て、在学中から学生に対する返還意識の涵養に努めている。

(三) 就職支援の充実

○就職率の動向

文部科学省と厚生労働省が共同で実施している就職状況調査によると、平成一八年度大学等卒業者の就職率は、前年度に比べ、大学は一・〇ポイント増の九六・三%、短期

大学は三・五ポイント増の九四・三%となるなど、大学・短期大学等全体では一・五ポイント増の九六・三%と前年度を上回り、平成八年度の調査開始以降最も高い水準となっている。しかしながら、いわゆる「厳選採用」の傾向が見られることや、卒業時に一時的な仕事に就いた者と進学も就職もしていない者が卒業生の八分の一程度見られる(学校基本調査)などの状況にある(図1)。

○大学等卒業予定者の就職・採用活動

平成二〇年度(平成二一年三月)に卒業予定の学生の就職・採用活動については、平成一九年度の就職・採用活動を踏まえ、大学側(国公私立大学等で構成される就職問題懇談会)と企業側(日本経済団体連合会)による「就職採用情報交換連絡会議」において協議が行われた結果、平成一九年度と同様に、大学側が「大学、短期大学及び高等専門学校卒業予定者に係る就職について」の申合せを行い、企業側が「新規卒業者の採用選考に関する企業の倫理憲章」を定め、双方がそれぞれを尊重し、相互に十分周知して行動するという形で実施されることとなった。

また、大学側から別途企業側に対し、「倫理憲章」の趣旨にのっとった採用活動を求める「大学、短期大学及び高

図 1
 平成18年度大学等卒業者の就職状況(平成19年4月1日現在)

区 分		就職希望率	就職内定率
大 学	国 公 立	69.2% (0.9)	96.3% (1.0)
	私 立	49.7% (2.3)	96.4% (2.0)
短 期 大 学		78.8% (0.4)	96.3% (0.8)
高 等 専 門 学 校		74.4% (▲0.8)	94.3% (3.5)
計		63.5% (13.5)	98.8% (2.1)
		69.3% (0.7)	96.3% (1.5)

(注) 1. 就職希望率とは、抽出学生数に対する就職希望者の割合。
 就職率とは、就職希望者に対する就職者の割合。
 2. () は前年度調査からの増減値(▲は減少)。
 (資料) 文部科学省、厚生労働省調べ。

等専門学校卒業予定者に係る就職に関する要請」を行い、また、企業側においては、秩序ある就職・採用活動の実現に向け、前年に引き続き、八九五社の会員企業の賛同のもと、『「企業の倫理憲章」趣旨実現をめざす共同宣言』を公表した。

○学生の就職に対する支援施策

学生の就職の機会均等の確保と就職指導の充実を図ることを目的として、文部科学省では、大学などの就職指導担当者や企業の採用担当者が一堂に会して情報交換・協議を行う「全国就職指導ガイダンス」を日本学生支援機構などの関係機関とともに実施している。

また、各大学に対しては、あらゆる機会を通じ、学生一人一人に応じた、きめ細かな就職指導や就職指導体制の充実を図るよう求めるとともに、学生がしっかりとした職業観を持ち、自己の能力、適性に応じて適切に職業を選択できるよう、インターシップやキャリア教育の充実などをお願いしている。

障害学生の修学支援に関する実態調査

独立行政法人日本学生支援機構

1. 調査対象及び回収状況

調査対象: 全国の大学・短期大学・高等専門学校

調査期日: 平成18年5月1日現在(郵送による悉皆調査)

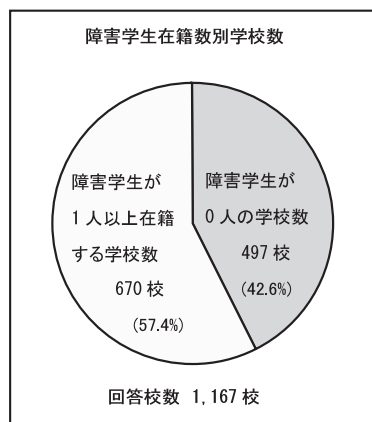
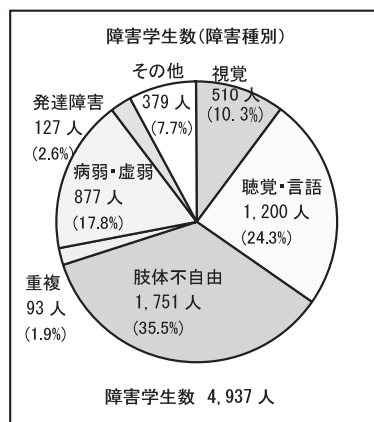
回収状況: 回答校数 1,167校(回収率 93.8%)

2. 調査結果

障害学生数: 4,937人(全学生数に対する割合は 0.16%)

障害学生が0人の学校数: 497校(回答校全体の 42.6%)

障害学生が1人以上在籍する学校数: 670校(回答校全体の 57.4%)



(四) 障害のある学生への支援

障害のある者の教育に対して必要な施策を講じることについては、これまでも障害者基本法(昭和四五年)や発達障害者支援法(平成一六年)において規定されており、また、中央教育審議会答申(平成一七年一二月「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」)においても、高等教育機関での修学支援などが取り上げられていた。平成一八年の教育基本法改正においては、「教育の機会均等」のため、「国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じ」ることが新たに規定された。このように、大学改革の一環として「障害のある学生に対する新たな学生支援の取組」を行うことが重要な課題となっている。

日本学生支援機構が全国の大学等を対象に行った調査(「大学・短期大学・高等専門学校における障害学生の修学支援に関する実態調査」平成一八年五月一日現在)の結果からも、高等教育機関における障害のある学生への支援体制は必ずしも十分であるとは言えない状況にある。

国としては、入学者選抜における配慮の要請や教育環境の整備に対する財政支援などを行っているほか、日本学生

支援機構において、支援体制の充実に向けた全国的な取組として「障害学生修学支援ネットワーク事業」を実施している。この事業は、全国の大学や関係機関がネットワークを作り、一丸となって大学等の障害学生支援体制の整備を目指すものである。全国を一つの地域ブロックに区分し、各地域ブロックで先進的な取組を行っている大学等を「拠点校」と位置づけ、該当地域の障害学生修学支援体制の整備や取組の共有化を図ることとしており、全ブロックに「拠点校」を配置することを目的としている。また、障害者施策に係る専門的な研究機関を「協力機関」として、各拠点校をサポートとする仕組みとしている。

平成一九年度現在では、拠点校七大学、協力機関一大学・一機関であり、「研修」、「研究促進」、「相談事業」の三事業を柱として進められている。

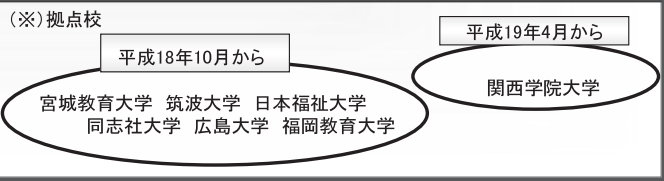
障害学生の支援についての取組（日本学生支援機構）

障害学生修学支援ネットワーク事業

概要：全国の大学や関係機関がネットワークを作り、障害学生修学支援制度の整備を目指す。

相談事業：平成18年10月より、各地域ブロックで先進的な取組を行っている拠点校（※）が、大学等の職員からの相談に応える事業を開始。

今後の展開：当面、全国の11地域ブロックの全てに拠点校を配置することを目指すとともに、相談事業の充実、研修プログラムの開発、支援策の研究を進める。



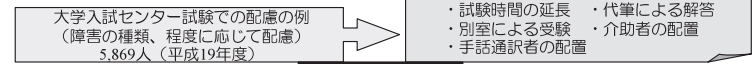
「障害学生修学支援ネットワーク」イメージ



- ・全国11ブロック(地域)に「拠点校」を位置づけ
- ・障害学生支援に積極的に取り組んでいる大学(拠点校)と専門的な研究機関など(協力機関)、JASSOが障害学生支援に関するネットワークを構築
- ・「相談事業」、「研修事業」、「研究促進事業」を展開

障害学生の支援についての取組（文部科学省）

(1) 入学者選抜における配慮

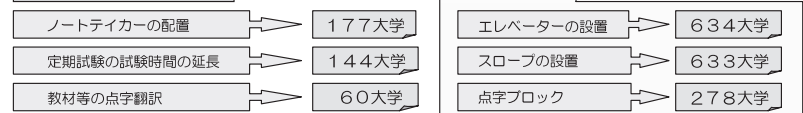


各大学が実施する入学者選抜においても、障害のある者が不利にならないよう同様の配慮を要請（「入学者選抜要項」） 1,977人(平成19年度入試)

入学者789名(うち、大学701人、短期大学88人)

(2) 入学後の学生支援

①各大学の実施状況

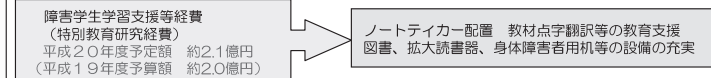


※文部科学省調べ
大学数は平成17年度の実施状況(対象大学数713)

②大学への財政支援

国立大学

国立大学法人運営費交付金において障害学生のための教育環境の整備に対する支援



施設の整備に関しては、国立大学法人施設整備費補助金等(平成20年度予定額 約921億円の一部 平成19年度予算額 約906億円の一部)を計上

私立大学

私立大学等経常費補助金特別補助において各大学の障害者受入数に応じて補助金を増額



③平成19年度からの事業

新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム

平成20年度予定額 16億円(平成19年度予算額 16億円)

入学から卒業までを通じた組織的かつ総合的な学生支援のプログラムのうち、学生の視点に立った独自の工夫や努力により特段の効果が期待される取組みを含む優れたプログラムを選定。広く社会に情報提供し、財政支援。経済的支援、学生相談支援、就職支援などにとどまらず、「障害学生支援」についても、本プログラムの対象として支援。

(五) 留学生交流の推進

人材の育成を通じた知的国際貢献、諸外国との相互理解と友好関係の強化、我が国の大学などの国際化や、国際競争力の強化に寄与する留学生交流の拡大は、極めて重要である。

我が国の大学などで学ぶ外国人留学生の数は、平成一九年五月一日現在で一一万八四九八人（日本学生支援機構調べ）となっている。

また我が国の日本語教育機関で学ぶ学生は、平成一九年七月一日現在で三万一六六三人となっている。

一方、近年、我が国において、海外の大学などに留学する学生が増加してきており、受入れ国などの統計によると、平成一六年に海外に留学した日本人は、約八万三〇〇〇人となっている。

留学生政策については、平成一五年度中央教育審議会答申「新たな留学生政策の展開について」において、留学生交流の意義及び留学生交流の基本的な方針が取りまとめられているが、平成一九年度の政府の各種会議等においても、留学生交流に係る政策が大きく取り上げられた。「アジア・ゲートウェイ構想」、「教育再生会議第二次報告書」、「経済財政政策の基本方針二〇〇七」において、教育政策のみならず、外交戦略や産業政策を含めた、国家戦略として留学生政策を策定・推進すること等が提言されている。

中央教育審議会大学分科会留学生特別委員会の設置
文部科学省では、平成一五年度中央教育審議会答申のフォローアップ及び各種提言等を踏まえた新たな留学生政策の策定を目的として、中央教育審議会大学分科会制度・教育部会の下に「留学生ワーキング・グループ」を昨年末に設置した。

また、平成二〇年一月、福田内閣総理大臣は、施政方針演説において「留学生三〇万人計画」をすみやかに検討・策定する方針を表明した。

それを受け、文部科学省としては、留学生ワーキング・グループを改組し、平成二〇年二月より大学分科会直属の特別委員会とし、「留学生三〇万人計画」の策定に向け検討を開始した。

・外国人留学生に対する支援措置

国費留学生制度は、文部科学省が、諸外国の次代を担う優れた若者を我が国の高等教育機関に招へいし、我が国と諸外国との国際文化交流を図ることにより、相互の友好親善と、諸外国の人材養成に資することを目的として、昭和二九年度

を開始され、現在、研究留学生（大学院レベル）や学部留学生、アジア諸国などの若年指導者を対象とするヤング・リーダーズ・プログラムなど七種類のプログラムにより実施されている。特に研究留学生については、平成一八年度より、国際的に魅力のある留学生受入れプログラムを実施する大学から、当該プログラムに受け入れる留学生の一部を国費留学生として優先的に採用する「国費留学生の優先配置を行う特別プログラム」を実施している。また、卒業後に日本の企業に就職する外国人留学生在が急激に増加していることから、文部科学省では経済産業省と連携して、卒業後に日本企業に就職の意思のある優秀な留学生在を対象に、産学連携による専門的教育プログラムをはじめビジネス日本語、インターシップなどに係る優れた取組を実施する大学に対し支援を行う「アジア人財資金構想」を平成一九年度より実施している。

また、増加する短期留学生に対しては、国費留學生制度と同様、国として責任ある支援制度を整備するため、日本学生支援機構の「短期留学推進制度」を見直し、平成二〇年度から文部科学省補助事業「短期外国人留學生支援制度」へ移行することとした。具体的には、各大学が魅力ある短期留学プログラムを実施する場合、当該プログラムにより受入れる外国人留學生に奨学金等を支給するプログラム採択方式を一部導入することにより、直接的・積極的な支援

を行うこととしている。

私費留學生に対しては、文部科学省では、成績優秀者の国費留學生への採用、授業料減免措置を講じた学校法人への支援などの施策により、安定した生活の中で勉学に専念できる環境の整備に努めている。また日本学生支援機構では、私費留學生や大学進学を目指して日本語教育機関で学ぶ留學生に対する学習奨励費（奨学金）の給付、私費留學生に対する医療費（自己負担額）の一部補助などを実施している。平成二〇年度においては、学習奨励費の支給対象の五〇人増員を図ることとしている。

我が国において留學生が充実した留學生生活を送るための基礎となる、良質で低廉な宿舎を確保するため、日本学生支援機構では地方公共団体、公益法人等が建設する宿舎に対しその経費の一部を支援する「留學生宿舎建設奨励事業」を行うと共に、平成二〇年度からは、大学等が留學生を受け入れるにあたり必要とする宿舎を借り上げることに対する支援を新たに行うこととしている。

・日本留学試験の実施

従来、我が国の大学への留學生の入学者選抜については、受験のために渡日する必要があるなど、欧米諸国への留學生に比べて留學希望者への負担が大きいとの指摘があった。

このため、文部科学省では、留学希望者への負担を軽減し、我が国への留学を促進する観点から、渡日前入学許可を可能とするため、平成一四年度から「日本留学試験」を国内のみならず海外でも広く実施している。

平成一九年度の本試験の受験者の合計は、国内三万七千八百八十四人、海外六千二百七十七人の計三万七千六百一十一人であった。また本試験の利用大学は三九八大学（国立八十一校、公立四六六校、私立二七二校）、八五短期大学（公立八校、私立七七七校）、三二大学院（国立五校、公立六校、私立二二校）で、さらに、本試験を利用した渡日前入学許可制度を導入している大学は六二大学（国立一五校、公立二校、私立四六六校）、九短期大学（全て私立）、三大学院（国立一校、私立二校）となっている。今後、本試験がより多くの大学で利用され、渡日前入学許可が実施されることが望まれる。

・海外留学支援体制の整備

文部科学省では、国費による日本人学生の海外留学支援制度を設けている。平成二〇年度においては、国際的に活躍できる優秀な人材の養成を図るため、日本人学生等を長期海外の大学院等に派遣し、学位取得や専門分野の研究を行わせることを目的とする大学の取組を支援する「大学の国際化加速プログラム（長期海外留学支援）」（平成

二〇年度支援人数一九九人）を実施することとしている。

さらに、日本学生支援機構においては、大学間交流協定に基づき、一年以内の短期間、諸外国の大学へ派遣される日本人学生を支援する奨学金制度として「短期留学推進制度」を設けており、平成二〇年度には、七三〇人の日本人学生を派遣することとしている。

（六）大学等における社会人受入れの推進

これからの「生涯学習社会」では、様々な分野で活動する人々が、急速な社会・経済の変化や多様化・高度化に対応し、社会人となった後でも、必要な時に最新の知識や技術を学ぶことのできる環境を整備することが重要である。このため文部科学省では、大学等への社会人の受入れを促進できるよう制度の弾力化を進めてきている。

①長期履修学生制度の導入

従来、個人の事情により修業年限を超えて履修を行うことを希望する場合（例：四年制大学で六年間学ぶ場合など）は、留年や休学として取り扱われていたが、平成一四年三月に制度改正を行い、個人の事情に応じて、大学の修業年限を超えて計画的かつ柔軟に教育課程を履修して卒業することができ

るよう、長期履修学生制度を導入した。これにより、就業しながら大学で学ぶことを希望する人々の学習機会が拡大した。（平成一七年度現在、一六七大学において導入。）

②通信制大学院の制度化

大学院における社会人の多様な学習需要に応える環境の整備については、社会人特別選抜制度の導入や夜間大学院の設置、科目等履修生制度の活用など様々な取組が進んでいる。

平成一〇年三月には、大学院における教育研究の一層の弾力化のため、通信制の大学院（修士課程）を設置することが可能となった。通信制大学院は、大学院レベルの授業を受けたくとも、自宅や職場から通学できる範囲に受けたい分野の授業を提供する大学院がないことや、職場環境によって通学可能な時間帯が限られることなどの地理的・時間的制約から、通学が困難な社会人等のニーズに適切に対応することを目的とするものである。平成一八年四月一日時点で、通信制の研究科を置く大学院は一九校（放送大学を含む。）となっている。

また、平成一四年四月からは、博士課程についても通信制の大学院を設置することができるようになり、平成一八年四月一日時点で、通信制の博士課程を置く大学院は、前述の一九校中、七校となっている。

③サテライトキャンパス

近年、通常では時間的・地理的制約などにより大学のキャンパスに継続的に通うことが困難な社会人等にも大学教育を受ける機会を拡充するため、大学の校舎以外の場所においていわゆる「サテライトキャンパス」を設ける大学も増えつつある。このため、各大学での取組を後押しする観点から平成一五年三月にこのような校舎外の教育施設が備えるべき要件等を明確化したところである。今後は、社会人のほかにも、例えば単位互換による授業を受ける者で単位互換先の校舎に通うことが困難な者などのためにサテライトキャンパスを活用することも期待される。

④履修証明制度

平成一九年の学校教育法の改正により、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校（以下「大学等」という。）における「履修証明制度」が創設され、一二月二六日より施行された。社会人等の学生以外の者を対象とした一定のまとまりのある学習プログラム（履修証明プログラム）を開設し、その修了者に対して法に基づく履修証明書を交付できることとした。